



平成28年度臨時福祉給付金および障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金の申請受け付けが始まります



消費税の引き上げによる影響および国が進める一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵を受けにくい低所得の世帯を支援するために、以下の対象者に給付金を支給します。

問 福祉総務課(総和福祉センター「健康の駅」)

☎91-5615

■平成28年度臨時福祉給付金

対象 平成28年1月1日時点で古河市に住民票があり、平成28年度分の住民税(均等割)が非課税の人

※ただし、住民税が課税されている人の扶養親族等になっている場合や、生活保護受給者などは対象外です。また、支給決定までの間に亡くなられた人も対象になりません。

※該当すると思われる人には、9月下旬に申請書を郵送しました。ご自身が対象と思われる人で申請書が届かない場合は、福祉総務課へ問い合わせください。

給付額

対象者1人につき3,000円

■障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

対象 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害・遺族基礎年金を受給している人

※ただし、高齢者向け給付金を受給した人は対象外です。

給付額

対象者1人につき3万円

【以下共通】

申請期間 10月3日(月)～平成29年2月2日(木)[消印有効]
※申請期間を過ぎた場合は、受け付けできないためご注意ください。

申請方法 原則、郵送申請
※申請書に同封する返信用封筒をご利用ください。

提出書類

- ①申請書
- ②添付書類
 - ・申請者全員分の本人確認書類
 - ・通帳等の口座情報が確認できる部分の写し

※ただし、前回と同一口座への振り込みを希望する場合は、通帳の写しの添付は不要です。
※詳しくは申請書に同封の案内チラシをご覧ください。

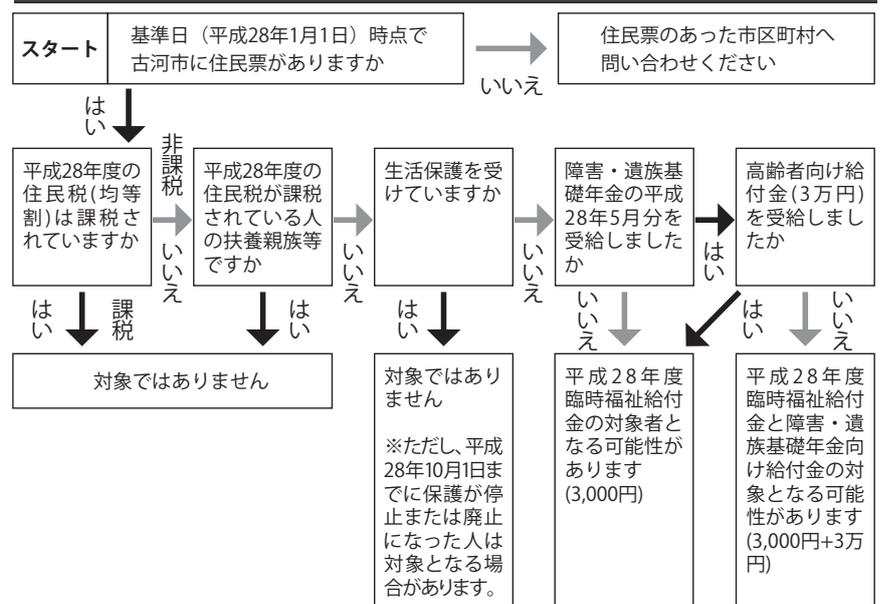
振り込み詐欺や個人情報の
さくしゅ
搾取にご注意ください

自宅や職場などに市や厚生労働省の職員等をかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず福祉総務課または古河警察署(☎30-0110)にご連絡ください。

給付金支給の流れ

- ①市から申請書を発送
【9月下旬】
給付金の対象となる可能性がある人に申請書等を郵送
- ↓
- ②申請書を記入し、添付書類を準備
- ↓
- ③申請書と添付書類を期限内に提出 [原則郵送]
- ↓
- ④市から結果ハガキを郵送
市が申請内容を審査し、結果(支給の可否)を通知
- ↓
- ⑤市から給付金を振り込み
支給が決定した人には、給付金を指定口座に振り込み

対象者診断フローチャート



※上記のフローチャートは、一般的な場合を想定しています。不明な点は市役所または厚生労働省へ問い合わせください。